

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務	
1	加入電話		
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）		
4	国際電話等	国際電話	
		国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話		
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
		第五世代移動通信システムを使用するもの	
		三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS		
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの	再販
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	再販
9	衛星移動通信サービス		
10	FMCサービス		
11	インターネット接続サービス		
12	F T T Hアクセスサービス	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの	
13	D S Lアクセスサービス		
14	F W Aアクセスサービス		
15	C A T Vアクセスサービス		
16	携帯電話・PHSアクセスサービス		
17	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス		
18	第五世代移動通信アクセスサービス		
19	フレームリレーサービス		
20	A T M交換サービス		
21	公衆無線L A Nアクセスサービス		
22	B W Aアクセスサービス		
23	I P - V P Nサービス		
24	広域イーサネットサービス		
25	衛星アクセスサービス		
26	専用役務	国内電気通信役務であるもの	
		国際電気通信役務であるもの	
27	アンライセンスL P W Aサービス		
28	上記1から27までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	再販	
29	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）		
30	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	再販
		PHSに係るもの	
		B W Aアクセスサービスに係るもの	
31	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
32	電報	受付及び配達の業務を行う場合	
		受付及び配達の業務を行わない場合	
33	上記1から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	再販（転送電話）	